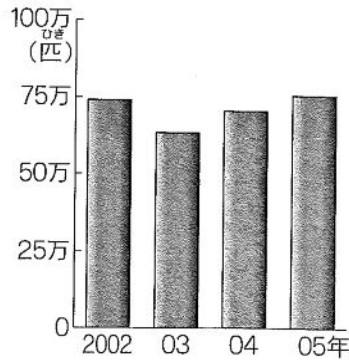
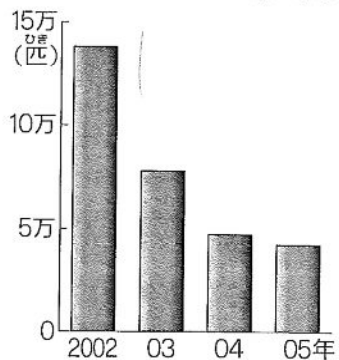


(1)

カメの輸入数



カメを除くは虫類の輸入数



(2)

心配な生態系への影響

もともと日本にはいないペットが逃げ出したり、捨てられたりすると、生態系を乱す心配がある。自然に繁殖して子どもが生まれると、そのおそれが高くなる。カミツキガメが特定外来生物被害防止法で輸入したり、新たに飼ったりすることが禁止されたのも、国内で繁殖していることがわかり、その地域の魚類や両生類に大きな影響をおよぼすことが心配されるからだ。ペットを飼う人の小さなあやまちが、生き物の世界に大きなあやまちをもたらすおそれがあるのだ。

(3)

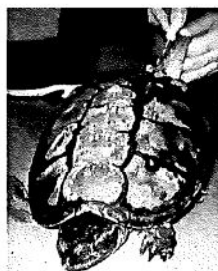
インドホシガメが1匹250万円

「トラフィック・イーストアジア・ジャパン」の調査では、インドホシガメを1匹250万円で販売しているペットショップがあった。貴重なカメには高い値がつくため、盗難や海外からの密輸もあとをたたない。2003年には神奈川県や埼玉県動物公園からインドホシガメやエジプトリクガメが盗まれたり、輸入したカメをあつかうペットショップが荒らされたりする事件が相次いだ。貴重なカメをかくして持ちこもうとした業者やマニアが空港の税関で摘発されるケースも少なくない。

(4)

マイクロチップで所有者をつかむ

ヘビやトカゲなどの特定動物を飼う場合は、所有者がだれであるかがわかるようにペットにマイクロチップをうめこむことが義務づけられた。チップは直径約2ミリの長さ11～13ミリの円筒形のカプセルで、そのペットの番号(IDナンバー)が記録されている。専用の読み取り装置にかざすと、登録してある飼い主がわかる仕組みだ。



マイクロチップをうめこむ注射を受けるカミツキガメ

イヌやネコにも義務づけることが検討されたが、読み取り装置が十分に整備されていないことから今回は見送られた。

(5)

赤ちゃんペットの販売を禁止

赤ちゃんペットは環境の変化に弱いことなどから、大人と同じエサを自分で食べられるようになるまで販売できないことになった。また、ペットショップは販売するペットを2日以上観察して、健康に問題がないことを確認しなければならないなど、ペットの健康管理を厳しく求めている。

(6)

インターネットでの販売を規制

ほとんど野放しの状態だったインターネットを利用したペット販売が法律の対象となった。動物を飼う施設を持たず、インターネットで販売を仲立ちする業者も、街中のペットショップと同様に登録が必要となる。違反があった場合は、登録取り消しなどの罰を受ける。